重大事態発生時対応マニュアルフロー（徳島県立つるぎ高等学校）

○重大事態の発生

○生徒指導主事に報告

○管理職に報告

○教育委員会・関係機関への連絡
（その後は随時）

○学校いじめ対策組織の招集

・管理職，生徒指導課長，保健厚生課長，人権教育課長，各科長，学年主任，養護教諭，学級担任，教科担任，部活動指導教職員，生徒指導課員等

・事実確認の方法，対応方針の確認（決定）

○情報の収集（事実確認）

・いじめの態様（緊急度の確認）
（自殺，不登校，脅迫，暴行等の危険度の把握）
・聴取内容の統一（事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認）
・聴取場所の確保
・加害者，被害者，関係者，周囲の生徒等への聴き取り

【事情聴取の際の留意事項】

・当該生徒等への事情聴取は複数教員で行い，場所や時間に配慮
・関係者からの情報の食い違いがないか確認
・情報提供者等についての秘密を厳守し，二次被害が生じないよう細心の注意を払う

○被害生徒宅への連絡または家庭訪問

・担任，科長，学年主任，状況に応じて関係職員または管理職が同行

○加害生徒宅への連絡

・担任，科長，学年主任，状況に応じて関係職員または管理職が同行

○全教職員で情報の共有

・事実の報告
・対応方針の共通理解

○学校いじめ対策組織での協議

・聴取内容の報告

（再聴取が必要な場合）

・話が食い違う生徒について，一致するまで丁寧に聴き取りを実施

（聴取が完了した場合）

・確認した内容を報告し，全体像を把握
・被害生徒及び加害生徒への対応協議（決定）
・クラス指導（全校，学年指導）の内容協議

○全教職員で情報の共有

○被害生徒宅への連絡

・担任（状況に応じて関係職員，科長，学年主任等）が電話連絡等（家庭訪問含）
・事実内容及び経過報告
・加害生徒への指導内容の説明
・学校の方針について説明

○謝罪の場の設定

・学校（場合によっては被害者宅）

○加害生徒宅への連絡

・担任（状況に応じて関係職員，科長，学年主任等）が電話連絡等
・場合によって，来校依頼
・事実内容の報告
・指導内容の説明
・学校の方針について協力，支援要請

○クラス指導（全校，学年指導）

・担任，科長，学年主任，生徒指導主事，教育相談主任，管理職等
・事実内容の確認，報告
・再発防止に向けて

○被害生徒のサポート及び経過の観察

・学校カウンセラー等による面談等
・必要に応じて家庭連絡

○被害生徒宅への連絡

・経過報告
・クラス指導（全校，学年指導）の内容説明
・学校での生徒の様子等の報告

【記録について】

・経過，面談等の記録（担任，生徒指導課）
・協議内容，事実確認，対応の記録（生徒指導主事，管理職）

【重大事態への対応】

［重大事態の定義］
○いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた事案
・児童生徒が自殺を企図した場合，身体に重大な傷害を負った場合，金品等に重大な被害を被った場合，精神性の疾患を発症した場合等が想定される。
○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている事案
・相当の期間については，年間30日を目安とする。ただし，児童生徒が一定期間，連続して欠席しているような場合には迅速に対応する必要がある。
○その他の事案
・児童生徒や保護者から，いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は重大事態が発生したものとして報告，調査をする必要がある。